

# 海外サプライチェーン多元化・ 販路拡大支援補助金

2/3補助  
上限100  
万円

県内中小企業が行う海外での調達先国の  
新規開拓(海外サプライチェーン多元化)や  
海外販路の拡大の取り組みを支援します。

【募集期間】 令和3年5月24日(月)～令和3年6月11日(金)消印有効

## 【補助対象となる取り組みの例】

- (1) 調達先の多元化を図るための試作原材料又は評価用サンプルを調達する際の輸送費用、あるいは海外販路を拡大するためのサンプルの輸送費用
- (2) 調達先調査、市場調査などのコンサルティング費用
- (3) 展示会・商談会(海外、オンライン含む)への出展・参加費用
- (4) 商談会(海外、オンライン含む)を行う際の通訳費用、会議室使用料
- (5) 自社のカタログやWebページの翻訳費用、多言語化PR動画作成費用
- (6) 海外販路拡大のための商品開発に係るデザイン費、原材料費 など

## 【補助額】

上限100万円(補助率2/3)

上記限度額の範囲で、補助対象となる経費(消費税除く)の3分の2を補助します。(例:150万円の補助対象経費に対して100万円を補助。)

## 【補助対象者】

主たる事務所又は事業所が三重県内にある中小企業・小規模企業等(観光事業者含む)  
※昨年度、本補助金の交付を受けたもの、大企業(みなし大企業含む)は除く

| 補助対象となりうる者   | 補助対象にならない者  |
|--|---|
| <p>○中小企業・小規模企業」とは、「三重県中小企業・小規模企業振興条例(平成26年三重県条例第5号。)第2条第3項に規定する中小企業・小規模企業</p> <p>○観光地域づくり法人(DMO)、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所法に基づく認可法人をいいますが、本補助金の対象となるのは、基本財産額・出資金等、常時雇用する従業員数から中小企業・小規模企業と同等とみなせる場合に限ります。</p> | <p>○医療法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人</p> <p>○宗教上の組織若しくは団体</p> <p>○任意団体 等</p> |

## 【補助対象の範囲】

補助対象は、支援対象となる事業に必要な次の経費です(ただし、事業に要する必要最小限の経費とします。また、人件費・建設工事費・備品購入費などは対象外です。)

①輸送費 ②調査費 ③展示会出展費 ④展示会・商談会参加費 ⑤通訳費 ⑥翻訳費 ⑦多言語動画作成費 ⑧デザイン費 ⑨試作品原材料費

補助事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

## 【応募に必要な書類】

交付要領でご確認ください。なお、交付申請書等の様式は、三重県産業支援センターのホームページ(<https://www.miesc.or.jp/support/contents/86/>)からダウンロードしてください。

## 【事業の採択基準】

※当事業の予算額は、5千万円です。(100万円/件×50件)

下記の審査項目に基づき、審査を行います。

- ① 目的性…海外サプライチェーン多元化又は販路拡大を図るために適切な取り組みであるか。
- ② 実現可能性…事業計画は具体的で、実現可能性が高いものとなっているか。
- ③ 合理性…事業実施に必要なかつ適切な事業積算となっているか。

※ 審査は、提出書類をもって行います。審査結果は申請者全員に対して、「交付決定通知」又は「不採択通知」として、文書にて通知します。(6月下旬頃を予定)

## 【注意事項】

- ※ 当該事業の詳細は、交付要領及び募集案内をご確認ください。
- ※ 補助事業に係る契約(発注)は、交付決定日(6月下旬頃)以降に限ります。
- ※ 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に準じ、法人等又はその役員等が暴力団等に関係する者であると確認された場合、交付決定を行わない(補助金交付申請時)又は交付決定の取消(交付決定後)など、適切な措置が講じられます。
- ※ 申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適正な経理があった場合は、補助金の返還を求めます。
- ※ 支払いも含め、令和3年12月31日(金)までに事業を全て終わらせてください。
- ※ 他の補助金の交付を受けている事業と同一の内容は認められません。(交付要領第5条)

## 【提出先及び問合せ先】

公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課 (和田・高橋)

(〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 合同ビル5階)

電話:059-253-4355 FAX:059-228-3800

## 【提出方法】 郵送のみ(締切日:令和3年6月11日(金)消印有効)

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出はお断りします。